

鶏肉の加熱啓発ポスター利用規約

第1 趣旨

本規約は、農林水産省が著作権法（昭和45年法律第48号。以下「法」という。）第61条第1項の規定により、著作者から著作権（法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を譲り受けた「鶏肉等の加熱啓発ポスター」（以下「ポスター」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 ポスターの使用目的

ポスターは、鶏肉等の加熱に関して広く周知することにより、生または加熱不十分な鶏肉に起因する食中毒の低減を図ることを目的として使用するものとする。

第3 ポスターの利用上の注意事項

- (1) ポスターのデザインは別図のとおりとする。
- (2) ポスターを利用する者（以下「利用者」という。）は、第2の目的のため、ポスターを利用することができる。
- (3) 利用者は、ポスターのデザインを改変して利用してはならない。ただし、印刷物のデザイン上、モノクロを選択しても差し支えない。
- (4) 利用者は、ポスター下部の余白部分に文字を書き込んで利用することができる。ただし、併記する文字は、第2の目的及びそれぞれのポスターのデザインが示す趣旨を逸脱してはならない。
- (5) 利用者は、ポスター下部の余白部分に農林水産省（及び関係省庁）のロゴを使用することを希望する場合は、事前に食品安全政策課に相談し、使用の許可を得なければならない。

第4 利用料

ポスターの利用料は、無料とする。

第5 著作権及び禁止事項

- (1) ポスターに関する著作権は、農林水産省が有する。
- (2) ポスターの商標登録の出願をしてはならない。また、ポスターのデザインと類似のイラストについて、利用し、又は商標登録の出願をしてはならない。

第6 利用者の義務等

- (1) 利用者は、関係法規を遵守するとともに、ポスターの機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないように努めるものとし、次のアからオまでのいずれかに該当する場合は、ポスターを利用することはできない。

ア 特定の政治、宗教、募金の活動、反社会的勢力に関するものに利用すること。

イ 公序良俗に反するものに利用すること。

ウ 法令・規制等に違反するものに利用すること。

エ 本規約に反して利用すること。

オ 営利を主たる目的として利用すること。その他、第2の目的等に照らし、食品安全政策課が不適切と認める場合。

(2) 利用者は、第三者が著作権を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに食品安全政策課に通知するものとする。

(3) 利用者は、ポスターの利用に関し、第三者との係争、審判、訴訟等が生じたときは、その対応をその都度食品安全政策課と協議して決定するものとし、当該係争、審判、訴訟等に要した費用は、利用者が負担するものとする。

(4) 利用者が、ポスターを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、農林水産省は一切の責任を負わない。

第7 利用期間

利用期間は設けないこととする。ただし、食品安全政策課は、ポスターのデザイン改変等の事由により、ポスターの利用に係る状況の変化が生じた場合は、利用者に対し、ポスターの利用を終了する旨を指示することができる。

附 則

本規約は、令和7年3月28日から施行する。

(別図)

●デザインA(下部余白なし)※各省庁クレジット版



鶏肉は中心まで75℃以上1分以上



農林水産省
安全調理情報サイト

安全にしっかり火を通し、美味しく調理を

農林水産省



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



食品安全委員会
Food Safety Commission of Japan



消費者庁

●デザインA(下部余白あり)



鶏肉は中心まで75℃以上1分以上

安全にしっかり火を通し、美味しく調理を



農林水産省
安全調理情報サイト

●デザインB(下部余白なし)※各省庁クレジット版



鶏肉は中心まで75℃以上1分以上

安全にしっかり火を通し、美味しく調理を

●デザインB(下部余白あり)



鶏肉は中心まで75℃以上1分以上

安全にしっかり火を通し、美味しく調理を